

木造住宅耐震診断費用および木造住宅耐震改修費用の補助を行っています

地震に対する木造住宅の安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断・耐震改修を行う方に、これに要する費用の一部を補助します。

◇木造住宅耐震診断

補助対象木造住宅 次のすべてに該当する木造住宅。

- ①市内に所在していること
- ②昭和56年5月31日以前に着工されたものであること
- ③二戸建ての住宅または併用

住宅（居住の用に供する部分の床面積が当該併用住宅の延べ面積の2分の1以上のものであること）

①補助対象木造住宅に居住し、市の住民基本台帳に記録されていること

②昭和56年5月31日以前に着工されたものであること

③一戸建ての住宅または併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が当該併用住宅の延べ面積の2分の1以上のものであること）

④在来軸組工法により建築された住宅で、地上2階建て以下であること

⑤耐震診断において判定値が10未満と診断され、かつ、耐震改修工事後の耐震診断で判定値が10以上となること

補助対象者 補助対象木造住宅を所有する方であって、次のすべてに該当すること。

千葉県が開催する既存建築物耐震診断・改修講習会（木造住宅）講習修了者名簿に登録された方が（財）日本建築防災協会の発行する「木造住宅の診断と補強方法」に基づき

千葉県が開催する既存建築物耐震診断・改修講習会（木造住宅）講習修了者名簿に登録された方が（財）日本建築防災協会の発行する「木造住宅の診断と補強方法」に基づき

補助対象耐震診断に要した費用の3分の2の額に相当する額

補助金額 補助対象耐震診断に要した費用の3分の2の額に相当する額

耐震改修設計・監理・工事に要した費用の一定割合の額 ※40万円を限度とする

補助金額 耐震改修設計・監理・工事に要した費用の一定割合の額 ※40万円を限度とする

間都市整備課住宅班 ☎(70)0366

障害年金制度

障害のある方が次の3つの要件をすべて満たしている場合は、国民年金・厚生年金保険の障害基礎年金や障害厚生年金を受けることができます。

- ①年金制度加入中に初診日があること
- ②障害の状態が法令で定める基準に該当する方
- ③次の保険料納付要件のいずれかを満たしていること

・初診日の前々月までの被保険者期間のうち、2/3以上の納付および免除承認期間があること

です ◆相談・手続き 障害年金の支給を受けるには、本人または家族による年金の支給申請の手続きが必要になります。

◆ご注意ください！ 障害者手帳の等級と国民年金・厚生年金保険障害等級は、判断基準が異なるため、手帳の交付を受けても障害年金は受けられないこともあります。

市民課国保年金班 ☎(70)0334 千葉年金事務所 ☎043(242)6320

一般ガス供給約款変更認可申請書を提出

平成26年7月31日付けで、ガス事業法第17条第1項に基づく一般ガス供給約款の変更認可申請書を関東経済産業局に提出しました。

申請内容は、関東経済産業局ホームページ <http://www.kantoni.go.jp/seisaku/gas/index.html> をご覧ください。

また、今回の申請に係る公聴会の開催を予定しています。

間ガス事業課業務班 ☎(72)1131

重度心身障害者医療費受給者証の更新手続きを忘れずに

現在「重度心身障害者医療費受給者証」を交付されている方は、有効期限が9月30日（火）までとなっています。

更新手続きをされた方には、9月下旬に新しい受給者証を送付します。

間社会福祉課社会福祉班 ☎(70)0330

大網白里市長選挙の立候補予定者説明会

任期満了による大網白里市長選挙が12月21日(日)に行われる予定です。

市選挙管理委員会では、立候補を予定されている方を対象に、立候補の手続きなどについて、次のとおり説明会を開催します。

- ▶日時=10月17日(金)13時30分～
 - ▶会場=中央公民館1階講義室
- 間選挙管理委員会事務局 ☎(70)0397

「ガスと暮らしの安心」運動 (9月1日～11月30日)

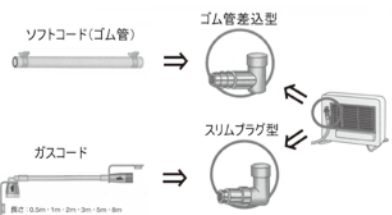
「つい」、「うっかり」などでガスの事故は発生します。

利用者一人ひとりが注意をすることで、事故のない快適な暮らしを実現しましょう。

・ガスを使用するときは必ず換気をしましょう。



器具接続口に合った正しい接続具を使用しましょう。



・ガス漏れ、複合型警報器を設置しましょう。



詳しくは、一般社団法人日本ガス協会のホームページ <http://www.gas.or.jp/gastokurashi> にアクセスしてください。

天然ガスは CO2の排出量が少ない クリーンなエネルギー

間ガス事業課 ☎(72)1131

こちら消費生活相談室です!

「保険金が使えない」という住宅修理サービスのトラブルにご注意ください!

「業者が突然自宅に訪問してきて、保険金を使って自己負担なしで住宅を修理しないかと言われて契約したが、信用できるか」「工事内容があいまいなまま強引に工事を始められた」「解約しようとしたら高額な解約料を請求された」といった相談が多く寄せられています。

業者から「火災保険で住宅工事可能」と言われて、風害で傷んだ瓦屋根と内装の修繕を依頼した。業者と取り交わした書面には、「保険金が出たら全額を業者に振り込む」、「お客様都合で工事しない場合、10%を調査費用、30%を違約金として支払う」などと書いてある。

「保険金で自己負担なしに修理ができ

る」などと勧誘されても、決して安易に契約しないでください。保険金を使うかどうかにかかわらず、住宅修理をする場合は、複数の業者から見積もりをとって、工事内容や契約内容を慎重に検討してから契約しましょう。

保険会社に火災保険などの保険金を請求する際は、必ず消費者自身が事実に基づいて請求し、分からない場合は保険会社や保険代理店に相談してください。

訪問販売や電話勧誘販売で住宅修理サービス等を契約した場合、8日間はクーリング・オフできます。少しでも不安や疑問を感じた場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。

※参考資料 国民生活センター発行「見守り新鮮情報」

市消費生活相談 相談日時=祝日を除く毎週(水)・(金) 10時～12時、13時～15時